

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
28年－2 (28.2.1)	商工労働	<p>いわゆる「ブラック企業」の根絶に向けた取組の推進について</p> <p>▶陳情の理由</p> <p>1月27日の日本海新聞は、公共職業安定所（ハローワーク）の求人票が実際の労働条件と違うトラブルが県内で相次いでいる旨報じている。「週休2日」「残業なし」「事務職」のほが、「残業あり」「機械部門」に移され腰を壊したという男性（26）は、紙面で「詐欺のようなもの」と憤っている。</p> <p>求人票に月給15万円と書かれていたが、面接で提示されたのは14万円。米子市の女性（35）のケースである。西伯郡の女性（30）は、始業1時間前の出社や自社製品の購入を強いられたのだそう。</p> <p>鳥取県内3カ所のハローワークには14年度に計69件の相談が寄せられたそうである。残念ながら、これは氷山の一角なのだろう。厚生労働省によれば、求人票と労働条件が異なるという相談が全国の労働局などで増えており、2014年度は前年比30.6%増の1万2252件に上ったそうである。</p> <p>このように、労働者を使い捨てにする劣悪な雇用管理を行う企業（いわゆる「ブラック企業」）が社会問題になっている。これらに共通している特徴としては、法外な長時間・過密労働、低賃金雇用、パワーハラスメント等の人権侵害、高い離職率などが挙げられる。</p> <p>そのような企業で働く労働者の中には、働き続けることはもとより、社会生活を営むこともできなくなるまで精神的・肉体的に追い込まれるケースも起きていて、深刻な社会問題になっている。労働者を使い捨てにするような雇用は、一時的には企業の利益をもたらすことがあるとしても、長期的には社会負担を増加させ、健全で持続可能な社会づくりにはつながらない。</p> <p>すべての労働者が安心して継続的に就労できる仕組みをつくり、雇用の安定を基盤とした景気の回復・拡大を図ることが、「一億総活躍」のためには本来必要不可欠である。早期離職率が高い企業など、労働者の使い捨てが疑われる企業への監視・</p>	足羽 佑太 (倉吉市)

指導体制の強化や重大・悪質な法令違反がある場合の企業名の公表など、実効性のある対策が必要である。

また、現行法では、企業が申し込んだ求人をハローワークが拒むことはできない。記載が実態と異なっても罰則はなく、企業モラルに任されているのが実態である。青少年雇用促進法に基づき、3月から悪質な新卒求人をハローワークで拒否できるようになるが、すべての求人について、その正確性の担保が求められるところであり、罰則を導入するなど、制度の強化が望まれる。

▶陳情の趣旨

については、貴議会において、国に対し、ブラック企業に厳正に対処するよう以下の施策に取り組むべきことについて、意見書の提出を賜りたい。また、県においても、ブラック企業への対処について、独自に相談窓口の設置をするなど、ただちに必要な対策を講ぜられたい。

- 1 労働行政における監視・指導体制の強化・拡充を図ること。
- 2 労働基準法等違反企業に対する指導、状況に応じた企業名の公表など、厳正な措置を講ずること。
- 3 求人票への離職率の明記など、企業に対して採用条件の一層の公開・透明化を促すこと。
- 4 雇用問題の相談窓口の設置・拡充など、若者への就労支援体制を拡充すること。